

官報

号外

昭和二十六年三月十五日

○第十回 参議院會議錄第二十四号

昭和二十六年三月十四日(水曜日)午前
十時四十八分開議

議事日程 第二十三号

昭和二十六年三月十四日

午前十時開議

第一 厚生年金保險法特例案(長
島銀藏君外五名発議)

(委員長報告)

第二 国立光明寮設置法の一部を
改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 旧軍用財産の貸付及び譲渡
の特例等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

(委員長報告)

第四 不正保有物資等特別措置特
別会計法等を廃止する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 名古屋、多治見、岡崎間鉄道
電化に関する請願(二件)

(委員長報告)

第六 山川、枕崎間鉄道敷設
促進に関する請願(委員長報告)

(委員長報告)

第七 単人駅、大泊間鉄道敷設促
進に関する請願(委員長報告)

(委員長報告)

第八 茨城県長食料、大子町間鉄
道敷設促進に関する請願(二件)

(委員長報告)

第九 俱利伽羅峠トンネル改修工
事施行に関する請願

(委員長報告)

第一〇 神俣駅を滝根駅と改称促
進の請願

(委員長報告)

第一一 宮下、川口間鉄道敷設促
進に関する請願

(委員長報告)

第一二 中村駅貨物ホーム拡張促
進に関する請願

(委員長報告)

第一三 白棚鉄道復活に伴う停車
場設置等促進の請願

(委員長報告)

第一四 東北本線西郷信号場を駅
に昇格促進の請願(委員長報告)

(委員長報告)

第一五 小野新町、須賀川町間
および須賀川、長沼町間に国
営貨物自動車運輸開始促進の請
願

(委員長報告)

第一六 飯新線第二鉄橋引上げに
よる護岸強化等に関する請願

(委員長報告)

第一七 大津港駅改築に関する請
願

(委員長報告)

第一八 江田乗降場、小川町駅間
通学小中学校生徒の運賃改正促
進に関する請願

(委員長報告)

第一九 二本松、津島間駅間に国
営バス運輸開始促進の請願

(委員長報告)

第二〇 中村、新地間駅間に新駅
設置促進の請願

(委員長報告)

第二一 貝田信号場を駅に昇格促
進の請願

(委員長報告)

第二二 白河、仙台南駅間鉄道電
化促進に関する請願

(委員長報告)

第二三 小野新町、石川町間お
よび小野新町、小平村間に国営
バス運輸開始の請願

(委員長報告)

第二四 築別、遠別間鉄道敷
設促進に関する請願

(委員長報告)

第二五 朱鞠内、羽幌間鉄道敷
設に関する請願(委員長報告)

(委員長報告)

第二六 江田乗降場利用乗降客の
運賃改正に関する請願

(委員長報告)

第二七 小本線鉄道敷設促進に関
する請願

(委員長報告)

第二八 山田線復旧促進に関する請
願

(委員長報告)

第二九 青森商業学校前踏切危険
防止に関する請願(委員長報告)

(委員長報告)

第三〇 新潟、長岡間鉄道電
化促進に関する請願

(委員長報告)

第三一 本川内信号場の駅昇格に
関する請願

(委員長報告)

第三二 大垣、樽見間鉄道復旧促
進に関する請願

(委員長報告)

第三三 白河、仙台南駅間鉄道電
化に関する陳情 (委員長報告)
第三四 御影、富内間鉄道敷設
促進に関する陳情 (委員長報告)

第三五 白山、新発田間鉄道敷
設促進に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨十二日内閣から左の議案を提出し
た。よつて議長は即日これを委員会に
付託した。

裁判所法等の一部を改正する法律案
企業再建整備法の一部を改正する法
律案

同日議長は、左の内閣提出案を厚生委
員会に付託した。

国立光明寮設置法の一部を改正する
法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

国土調査法案

経済安定委員会に付託
地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案

同日議長は左の予備審査のための内閣
送付案を委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、日用品検査所の出張所の
設置に關し承認を求めの件

通商産業委員会に付託

地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、公共船員職業安定所の設
置に關し承認を求めの件

運輸委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

開拓者資金融通特別会計において貸
付金の財源に充てるための一般会計
からする繰入金に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件

同日衆議院副議長から左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

開拓者資金融通特別会計において貸
付金の財源に充てるための一般会計
からする繰入金に関する法律

同日衆議院副議長から、国会において
承認することを議決した左の件を内閣
に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等
に関する法律の一部を改正する法律
案可決報告書

不正保有物資等特別措置特別会計法
等を廃止する法律案可決報告書

同日議長は、彈劾裁判所の裁判員鈴木
安孝君の辞任による補欠として左藤華
詮君を選挙した旨本院事務総長から彈
劾裁判所裁判員長及び衆議院事務総長宛
に通知した。

同日議長において、左の常任委員の辞
任を許可した。

法務委員 工藤 鐵男君

文部委員 左藤 義詮君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 左藤 義詮君
文部委員 工藤 健男君
昨十三日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

精神衛生法の一部を改正する法律案 (中山壽彦君外四名発議)
同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

文化功勞者年金法案 文部委員会に付託
社会福祉事業法案 厚生委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用圖書の給與に関する法律案 文部委員会に付託

有限会社法の一部を改正する法律案 法務委員会に付託

保稅倉庫法及び保稅工場法の一部を改正する法律案 公庫の予算及び決算に関する法律案 農業共済再保險特別會計法の一部を改正する法律案

同日議長は予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

少年院法の一部を改正する法律案 (宮城タマヨ君外三名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

モータボート競走法案 (神田博君外四十九名提出)

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛に、同院は議長に林讓治君を選舉した旨の通知書を受領した。

同日衆議院事務局長から本院事務局長宛に、同院は来る十六日午前議長原喜重郎君の衆議院執行につき哀悼の意を表するため休会することを議決した旨の通知書を受領した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

運輸委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

運輸委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

厚生年金保險法特例案可決報告書 国立光明寮設置法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

○議長(佐藤尚武君) 羽生三七君の發言の許可を求めむ。

○議長(佐藤尚武君) 羽生三七君。

○羽生三七君 私は、この際、食糧政策に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木壽一君 羽生君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 羽生君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發言を許します。羽生三七君。

○羽生三七君 登壇、拍手。

○羽生三七君 私の緊急質問の要旨は政府の最近の食糧政策に關してであり

ますが、周知のごとく、吉田内閣の農林政策については、私どももいたしましては首尾一貫しない点をしばしば見受けるのであります。この点につきましては、昨日の新聞の伝るところによりますというところ、総司令部経済科学局のマークット氏も、この食糧政策の首尾一貫しない点を指摘して、廣川農林大臣に批書を書かれておられるようでありました。私どもは、この一貫性のない点を指摘するに當つては、特に食糧政策が、生産、集荷、消費、流通の諸部面に亘つて統一した一貫政策の必要を考へざるを得ないのであります。この際、政府は、日本の食糧事情が、私どもから考へるならば、必ずしも確固とした安定性を持つていないと思料せられるにもかかわらず、表裏の統制を近く撤廃せんとせられておられるようであります。なお又これに基く關係法律を議會に提出しておられるわけでありまして、果してこれらの処置が慎重な考慮の下に行われたものであるかどうかを非常に疑わしく考へるものであります。併し私はここで抽象的に、統制がいいのか、自由がいいのかという論議をしようとは、私は考へておりません。私どもは、むしろ根本的なこの民生の安定の基礎的な條件である食糧政策の重要性を考へるの余り、この問題に關しての論議を行わんとするものであります。誰が考へましても、これは抽象的の議論としては、情勢が許すならばできるだけ経済は自由であるのが

いい。今日まで長い間、統制経済に、官僚的な統制経済に苦しんで来た國民といたしましては、でき得る限りこの問題が緩和されることを望んでおるとは言うまでもないことであります。この点につきましては、先般參議院農林委員会におきましては、政府に對しまして全会一致を以て申入れをいたしました。それは食糧管理政策に關してでありましたが、この点について、その申入れの中には次のように言つております。即ち「官僚統制の弊に懲りた國民は、食糧の管理についてもその緩和改善を望むや切なるものがあり、事情が許すならば統制を緩和乃至撤廃することが望ましい。併し、事、食糧に關しては民生安定の基礎をなすものであるから、その対策は寸毫もゆるがせにすることができない。食糧管理政策の轉換については、生産者及び消費者双方の事情を勘案し、慎重の上にも慎重を期さなければならぬ。」このような冒頭の下において、食糧管理政策の變更に關する政府の十分なる検討を要望したのであります。例えば一九四九米會計年度、これを見ますならば、要輸入量つまり必要輸入量であります。これは百九十九万トンであつたものが実績は二百二十三万トンと、計画を遙かに約三十万トン上廻つて輸入が行われております。それから一九五〇米會計年度におきましては、要輸入量二百六十八万トンに對して、実績は三百二十三万トンと、これも遙かに計画を上廻

つた数字が示されておるのであります。従つて次年度への持越しというものは相当多量に保有することができたわけでありまして、然るに今年度におきましては、輸入計画三百二十万トンに對しまして、実際の輸入見通しは二百八十万トン程度であります。而もこの二百八十万トンの見通しについて見ましても、昨年の七月から十二月までの実績は僅かに九十二万トン余りであります。遙かに計画を下廻つておる。これによりますというところ、本年一月から六月までの輸入量は百九十九万トンを見込まなければなりません。併し最近の輸入は極めて好転しておることは、これは事實であります。政府はこの点でしばしば樂觀的な放言をされておられますが、確かに最近非常に食糧輸入の実績は好転しております。併しこのような状態が果して六月まで継続されるかどうかということは、かなり疑わしい問題であると思料しております。このような時期に政府は表裏の統制を撤廃せんとして、おるのであります。併しここで私どもの疑問とすること、は、そういう見通しの上に立つて統制を撤廃せんと考へられてこの法律を議會に提出されたわけでありまして、その法律の後半におきましては、情勢の變化如何によつては再び統制にすることがあるかも知れないということを規定しておる。これは政府の食糧政策に全く自信のない証拠であります。自信があ

ない。今日まで長い間、統制経済に、官僚的な統制経済に苦しんで来た國民といたしましては、でき得る限りこの問題が緩和されることを望んでおるとは言うまでもないことであります。この点につきましては、先般參議院農林委員会におきましては、政府に對しまして全会一致を以て申入れをいたしました。それは食糧管理政策に關してでありましたが、この点について、その申入れの中には次のように言つております。即ち「官僚統制の弊に懲りた國民は、食糧の管理についてもその緩和改善を望むや切なるものがあり、事情が許すならば統制を緩和乃至撤廃することが望ましい。併し、事、食糧に關しては民生安定の基礎をなすものであるから、その対策は寸毫もゆるがせにすることができない。食糧管理政策の轉換については、生産者及び消費者双方の事情を勘案し、慎重の上にも慎重を期さなければならぬ。」このよう

りますならば、情勢の変化如何によつては再び統制を継続する、或いは統制に戻すというようなことを規定する法律というものは、当然我々としては考へられないことである。政府はこれによつて農民は喜ぶであらうと言つておりますが、私は実際にはそういうことにはならないと思ふ。なぜならば、表の対米比価は前年度米価一〇〇に對して八一・三であつたものが、今年度は六四・四に下げられております。これは昭和二十六年年度予算にそつたやうに組入れられておる。或いは大麥は五四・四になつております。これで見ると八百八十萬石の買入予定が予定通り確保できるかどうかといふことは、私は極めて疑問であると思つております。特に最近では家畜飼料が非常に逼迫しておりますので、恐らく八百八十萬石の何割かは家畜飼料に流れるものと考えざるを得ないのであります。従つて農家の立場からするならば、対米比価をこのやうに安くされた場合に、果して八百八十萬石を政府の言う通り全部売却すかどうかは極めて疑問である。然らば消費者の立場はどうか。消費者の立場から言いますならば、万一自由市場の価格が騰貴した場合、これは十月末までは配給を継続しますが、政府の説明によりますならば、十一月一日からは米だけで、後は全部表の配給といふものはなくなるわけですから、完全な自由市場の操作になるわけでありませう。この場合に、万一自由市場の価格が騰

貴した場合においては、先に行われしした勤労者の千円ペー・ス・アップのごときは実質上何らの意味をなさないのである。消費者の立場においても非常に困つたことになるし、全般的な物価体系の崩壊すら私は予想することができると思ひます。又流通面についてこれを見ますならば、食糧公団の廃止に伴う卸売業者への、この業務の移管についても、結局運賃ブールのこの機構が行詰りを來たしまして、その結果、結局民営移管といふ名前だけで、実質的には一種のトネル機關を作るに過ぎないといふ結果にならうと思つておる。これは事實がこれを証明してゐる。更にこれはやや問題が異なりますけれども、最近の肥料事情についても同様のことが言われるのであります。昨年政府は肥料公団を廃止いたしました。その際に非常な確信を持つてこれを断行されたわけでありませう。ところが、この数日來、肥料問題は極めて急迫して來まして、多くの農民団体或いは地方の公共団体は非常に心配をして活動を開始したことは、農林大臣も御承知の通りだろつと思ひます。昨年、公団解散當時、八十一萬トンの手持を持つておつたこの肥料公団の残量であります。この大部分が放出されまして、今や後のこの肥料の需給のクワシヨンのなるべき材料、その操作の手持といふものは全然恐らく今日あたりで皆無になります。このやうな場合を見ましても考えられますこと

は、昨年丁度肥料公団廃止のときに、今政府が考へられておる表の統制撤廃に際して言明されておると同様な確信を持つて言われたにもかかわらず、今や事態はこのやうな状態になつております。これら一連の政策は、政府に眞に一貫した統一性のある政策がないといふ証拠であります。

なほ又私は、單にそつたやうな當面の問題のみならず、日本の自立経済の立場からやはこの問題を考へざるを得ないのであります。即ち輸入食糧の総額は、昨年度は価格にいたしまして九百億円であります。この補給金は四百五十六億円であります。總計千三百何十億であります。本年度の輸入食糧の総額は千三百三十五億であります。補給金は二百二十五億であります。この總額がやはり千三百數十億になつております。これは対日援助資金の約四億ドルに相當するものである。本年度はこの援助資金が御承知のやうに一億四千八百萬ドルである。日本の金に換算いたしまして五百數十億に過ぎない。このやうな時期に、日本が大部分の食糧を外國に仰いで、而も日本の国内で正規なルートに乗せるべき食糧を漸次外して行くといふことは、どうしても私たちに納得できない。眞に日本が自立経済を達成し、或いは眞の独立の國家として確乎たる経済的な基礎を持つてゐたといふならば、この外國食糧に對する依存体制を速かに切換えて、日本の国内に最大限度の自給体制とい

うものを確立して行かなければならぬといふ信じております。仮に講和會議が近い將來に開かれまして、すべて食糧を外國に依存するやうなことで、眞の獨立が達成できるかどうかといふことは、私がこれ以上多く指摘する必要のないことだと考へております。國際情勢のこのやうな險惡な情勢の下では、先ず国内食糧の確保を第一義的にすべきである、こう考へます。更にこのことは、先の第九国会において私が一般質問の際に申し上げたことにも関連するのでありますけれども、私は、このやうな食糧の自給度の増進といふものが、決して狹隘な、或いは閉鎖的な、曾つての封建國家時代のようなアウタルキーを意味するものではないといふことを申し上げて置きます。私はアウタルキーの立場からそつたやうなことを言つておるのではない。むしろ、こつたやうにして日本の自給度を増大することができずならば、これが朝鮮、台灣、滿洲、樺太を失つて、何ら資源を持つておらない今日の日本の、原料のない日本のこの工業原料を輸入する資金に廻し得るのであります。千四百億になん／＼とす

昨年十一月十日に、日本政府、特に池田大蔵大臣に寄せられましたドツジ公使の書簡であります。このドツジ公使の書簡の中で、特にドツジ氏は、第四項、第五項において次のやうに指摘しております。第四項においては、「現在の順調な情勢は、あたかも食糧配給制度を撤廃することが實際にできそうに見えるが、又その撤廃が得策のやうにも見えるが、実はこれは數年に亘る異常な豊作の結果に基くものであることを忘れてはならない。思わざる凶作にめぐり會ひ、又何年か凶作が続いたら、果してどんな事態になるであらうか」と指摘されております。第五項におきましては、対日援助資金は減額又は撤廃されることもあり得ることを十分考慮したかどうかといふことも指摘されておる。確かにこのドツジ氏の指摘する通りでありまして、日本の最近の食糧事情の好転は、外國食糧の豊富な輸入にも関連がありませうけれども、又この數年來続いた日本の豊作の賜であります。万一凶作が來た場合、或いは世界的な情勢の変化によりまして、何らかの打撃を受けた場合、果してその場合、このやうなすべて外國食糧の依存体制で、確乎とした民生の安定ができるかと考へになつておるのであります。か（拍手）この機会に私は、政府が本年七月以降の、六月まではわかつております、七月以降の食糧の需

この点について私は思ひ出すのは、

この点について私は思ひ出すのは、

この点について私は思ひ出すのは、

給推算を明確に示されたいと考えております。これは数字を以てお示し願ひたい。

ありていに申上げて、正直に申上げて、私は、政府は四月選挙の前には自由方式を宣伝されて、選挙が終りまして、適当な時期に、情勢の変化によつて止むを得ずと言つて、再び昔の方式に還られるのではないかと考えておる。(拍手)これは必ずしも私だけの感じではない。(よく聞いて置け)と呼ぶ者あり)私は確かにそう信じております。こういう場合、私どもは飽くまで問題が民生の安定の基礎たる食糧政策である關係上、十分に政府としては御検討願ひたい。政党政治の建前として、各党それ／＼政策の異なるのは当然であります。併し民生安定の基礎條件である食糧政策に關しましては、確乎たる見通しの上に立つて、自信を持つて政策を推進願ひたい。こういう場合に、私どもは世界情勢の変化が起つた場合といふことを想定いたしますが、併しこの点については、吉田総理大臣が近い将来に戦争は起らないといふように言われておりますけれども、私も同様に考えております。多分起らないであります。又起らざることを希望する。併し世界各國は戦争がまだ始つておる。そのために船舶も不足しておる。従つてこの予定した数量が確保できない場合におきましては、日本

の食糧政策上非常な混乱の起ることは当然であります。我々は、食糧政策の変更を自信なくして行なつて、万一失敗した場合に、拂うべき犠牲は極めて高価なものであると考えております。そういう意味におきまして、政府が今考えられております食糧統制方式につきましては、こゝ一年ぐらゐの内外の情勢を十分見極められておやりになつても決して遅くはない。十分慎重に内外の情勢をお考え願つて、そうしてこゝ一、二年ぐらゐいたちますならば、世界情勢もおのずからその歸趨が明らかになつて参ります。そのときに初めて十分根本的な対策を立案されまして、その確乎たる見通しの上に立つて、政府が食糧の統制を撤廃されるなり何なりされても、私どもはあえて多くを申上げる次第ではないのであります。私たちは、單に自由がどうか統制がどうかという抽象的な論議でこの問題を言うておるわけではない。實に日本のこの国民生活の重要な基礎である食糧政策の前途を深憂するの余り、私は、政府に再びこの問題について慎重なる考慮を拂う意思があるかどうかといふことを重ねて承わりたい次第でございます。

私の緊急質問はこれを以て終了します。(拍手)

〔国務大臣廣川弘禪君登壇、拍手〕
○国務大臣(廣川弘禪君) 羽生君の質問にお答えいたします。食糧の問題に

ついてのだん／＼の御心配でございますが、私たちがいつも各委員会或いはその他を通じてお話申上げておる通り、現在のところにおきましては、食糧においては、輸入その他を勘案いたしまして、御心配のないことをお伝え申上げておるのであります。麦の統制廃止については乱暴じやないかというお話であるのであります。我々といひましては、決してこれは乱暴ではないのであります。又これに關して、食糧の問題に關して一貫した施策がないじやないかというお話であります。が、我々も農民の声をよく聞いて政策をやつておるのであります。今までのような統制方式については農民も飽き／＼いたしておることは、あなたがすでに御存じの通りであると思つてあります。(拍手)而もこの麦の統制を外しまして、高効率の、もののあり方をしたいといふことに着目しておるのであります。

それから又今まで配給品辞退、麦を主体とする配給品のうちで、配給辞退の非常に多いものがあることも御承知を願ひたいのであります。特にクーポン制になりましてからの、麦の、いわゆる粉食でありまして、その粉の辞退といふものは相當量に上つておるのであります。これはまだ三カ月を一期間といたしておりますから完全なる集計は得られませんが、この中間において相當量の辞退があるのであります。

尤も一月は大体四割程度の辞退になつておりますが、これも一月は餅食い月と申しまして、大して基礎にはなりません。併し、動向は見るべきことができると思つておるのであります。今までの辞退率は、あなたに私が申上げなんでもわかると思つておるのですが、さういふ情勢であるのであります。

それから統制廃止の法文を作つたが、その法案のうちには、強制をするという條項があるじやないか、お前らの意見は後先が違ひじやないか、こういう点を御指摘なすつておるのであります。が、法律は成るべく幅の広い、あらゆるときに適應するように作つて置くことが一番安全であると考えておるのであります。(拍手)いつも私は例を引くのであります。が、中華民國、或いはアメリカあたりにおいて、あの昆虫類の大群に全部の食糧を荒らされたといふような場合があつたと想像いたしました。九洲地方で幸い麦が豊作であつた場合には、これを直ちに転用でき得るやうに手段を講じて置くことが、最も法の妙味を發揮するものだらうと考えて、さういふにいたしておるわけでございます。

それから又麦の買上げについてのお話でありましたが、この対米比について、小麦が六十四、大麦が五十四といふやうな非常に安い価格にしておるが、これは農民を馬鹿にしておるのじやないかというお話であるのであります。が、これも戦争前のいわゆる平時時代にだん／＼近寄りして行きたいという氣持でかようにいたしておるのであります。併し、この麦の価格につきましては、だん／＼パリティ指數等を見ますといふと上昇の傾向にありますので、買入価格はこれは我々といひましては十分考えておるやうなわけでありまして、八百八十萬石売つてくれな

いのじやないかというお話であります。が、実は消費者価格のこととはあとでこれは又池田君なりその他の者からお話があるだらうと思ひますが、消費者の価格を上げないでも農村の生産物の価格の上ることを私は念願いたしておるのであります。今まであなたがたに低米価政策でさんざつばら叩かれておりますので、我々といひましては低米価を、もう、とつてに捨てておるのであります。農村の価格は成るべくこれは農村の納得する価格にしたいと考えておりますので、先ほど申上げた麦の価格も我々はもう少し考えなければならぬといふことを考えておるのであります。ただ、こゝで、いろ／＼な投票者や、いろ／＼な者があつて、買ひ叩きをしたやうな場合があつては困りますので、農村に対して最低価格をきめておるのであります。決して、政府の持つておる麦を多く出して、だんだんこれを買ひ叩くといふか売り叩くといふか、下げて行くといふ考えはないので、農村の経済を考えながらやつておるのであります。

それから、その中のお話でありましたが、この表も、家畜の飼料が非常に足りないから、家畜のほうに或る程度のもが行くのじやないかという御心配のようでありましたが、この家畜飼料に對しましては、この間、何か糸へん金へんあたりが十分景気がいいので、積極的に備蓄したような傾向がありました。これも世論の指摘を受けてだん／＼さようなことができなかったお話であります。又これに對しては、政府手持のものを、雜穀、豆類を除いて十二万トソくらい現在手持いたしておりますが、これをどん／＼系統団体その他を通じて需要者に行くようにしております。日ならずしてこれは家畜を飼つておる需要者に渡るようにいたしておりますのであります。又、外国からも家畜飼料をいたしまして買付けをいたしておるようなわけで、本當のいわゆる人間の食うものを家畜の世界から侵されないように十分注意をいたしておる次第であります。それからクローポン制のことは先ほど申し上げましたが、クローポン制を布いて見てさようになつておるのであります。

それから公園を廃止してトンネル機関を作つてけしからんじやないかというお話でありましたが、まだこれには全國ブルをする機関が現在ある法律に妨げられてできませんので、万止むを得ず我々の政府機関においてこれをやるようにいたしておるのであります。併しその範圍は極く小部分にいたして、卸の妙を發揮でき得るような……卸は名目だけじやないかというお話であります。卸の妙味が發揮でき得るようになつておるのであります。又、それについて肥料のお話がありました。これを公園廃止当時八十一万トン保有しておつたが、これでもまだ値が下らないのじやないかというお話であります。これも値が下るようになつておる。三月までにはこの手持をどん／＼出して、我々といましては、最初予定していたような所に落着けたいと努力いたしておるのであります。ただ、ここで輸入肥料の問題も關係いたすのであります。これも各委員会等において關係各大臣とも含みのある答弁をいたしております。これも我々といましては、輸入肥料に對しましては相當しては、輸入肥料に對しましては相當に誠意を以て考へておるのであります。これは具体的に我々ここで申上げる自由を持ちませんが、必ず誠意を以て農民を苦しめないような方向にやろうということに決意をいたしておるようなわけであります。

それから自立經濟の上から言つても、一休外國品にばかり頼るのはけしからんじやないかというお話であります。これは全くその通りであります。獨立國として食糧を外國に大半のものを頼つて行くというのは美辭けしからん話であるのであります。この間、一万田君が私に、どうしても日本に、外資を農村に入れることを考えなければならん、それにはバキスタンの例があるから、その方向をよく見て、そうして農村に外資を入れようじやないかという話を受けておるのであります。我が農林省といましては、その案の作業を今統括しております。大體千九百萬石の食糧を増産するために七千億程度の金が必要なのであります。この七千億の金をどうしても我々は調達……何年かかるか、これはわかりませんが、（笑聲）まだ今のところその数字のことはわかりませんが、この七千億の金をどうしても農村に入れる、そうして千九百萬石のものを増産いたしまして、私たちは自給度を本當に確立するといふ考へでおるのであります。（先ず預金部の金を出せ」と呼ぶ者あり）

それからさういふ外國からたくさん、三百萬トン或いは二百八十萬トンというものを輸入しておるが、この代金は実に大きい金で、これを内地で生産して、工業原料をその代りに入れたらいいじやないか、全くお説の通りであります。でありますから、今年度あたりは予算が少いとおつしやいます。予算の許す範圍内において我々は農村に國家資本を入れて増産を奨励しておるのであります。それで最初私が責任以來一割増産ということ盛んにやつておるのであります。これについては皆様がたの協力を得て一割以上の増産が来年度はできると私は確信いたしておるのであります。農村によつてその増産ができたものだけはこれは輸入しなくてよろしいのであります。それから工業原料を入れるという方向で、あなたのおつしやる通りにやつておるのであります。（笑聲）

それから又この統制を廃止いたしまして、今統制を廃止しておるが、選挙の前の選挙の看板にお前ら使ふのじやないかというお話であります。決してさようなことは……選挙にこの大なる食糧問題、而も食糧の管理の問題、こゝにいたつたようなものを……、けちな考へをいたさんでも、今度の選挙は私は大勝することができると確信いたしておるのであります。（拍手、笑聲）

それから七月頃の輸入食糧について数字を示せということですが、これは目下關係方面と折衝中でありまして、その点御了承を願いたいと思ふのであります。どつちにいたしたとしても、我々といましては、食糧の自給度を高めて、真に獨立國といいたし、他のどの國からも制約を受けないう方向で我々は行きたいのであります。又羽生さんの氣持もそこにあることは我々よくわかつております。あなたが大の氣持を休して政府は真剣に取組んでおることを御了解願いたいと思ひます。（拍手）

「國務大臣周東英雄君登壇、拍手」

○國務大臣周東英雄君登壇、食糧問題に關して非常の御心配の余り御質問をなさいました羽生さんに対しては敬意を表します。もとより我々も今の状態として、食糧問題は最も心配をし、これに對して慎重考慮を拂つておるのであります。只今羽生さんのおつしやいましたように、根本的にいいては私も御意見は違つておらない。あなたも原則としては自由のほうがよろしいが、食糧のごとき大事な問題については、いさ／＼少く様子を見て、國際情勢を見て考へたらどうか、それが基本であつて、而もその御心配の点は輸入の確保が果してできるかどうかといふことにあるようであります。さういたしまして、その点については意見の相違であり、見通しの相違であります。が、政府といましては、只今農林大臣から詳細に申しましたように、来年度において輸入に關しても見通しを立てております。この点は二十五年年度の計画についても皆様に御心配を頂き、私どもも途中少しく輸入が遅れたような關係で心配いたしておりました。が、最近はお認めのように、すべての手配が今日確實に効果を發揮して来て、今までにない、月別の輸入高に近づきまして、三月に四十五萬トン余りの輸入ができて、その他の品物と併せて輸入が促進せられて来ております。この見通しは決してただ空論でなく

て、私も今後の日本の経済のやりかたにつきましても、基本は飽くまで国民生活の安定維持ということを中心にして考えて行くべきでありまして、その一番大きな問題は、食糧、衣料原料の確保、数量の確保並びに価格について考慮を拂つて、それらに処置を付しようと思つておるのであります。数量の確保については、只今申しましたような輸入関係の改善に伴ひまして、私は二十六年度におきましても、見通しとして確実に輸入し得るものと考へております。さうな立場におきまして、只今のところ七月からの麦の統制撤廃等に関しましても差支はないではないかという事を考へております。あなたは、今日のような輸入食糧に相当部分を依存しておるときに、正当のルートに乗つておるものやめることは、需給計画の立場から輸入の増加となつて困るじやないかという御説明のようでありましたが、ちよつと私は解せないであります。正当のルートに乗つておるということは、恐らく政府が配給の責任を持つという問題を指していられしやと思ふが、政府が配給の責任を持つ持たないということによつて国内における生産量なり絶対的数量に变化があるはずはないのであります。政府が輸入食糧の計画を立てるときには、日本国内における米麦その他の生産数量を立てまして、足りないものについて残念ながら輸入を

立てておるのでありますから、正当のルートに乗つておる乗つていないといふことを問題にして輸入食糧の問題はきめられないのであります。従つて絶対的に数量の不足のある場合にやむを得ず食糧を輸入しております。併し一方自給度の向上のためにできる限り国内の生産の増強を図りつつ、年度の輸入食糧の減を図ることが私どもの立場であります。この点は御了解を願ひたいと思ひます。又ちよつと私は解せない点がありますが、政府が今のようにな米麦比率によつての価格の決定については八百八十万石の買入れはできないのではないか、この場合においてはどうかという御質問のようでありまして、この点、何か私は羽生さん混同されておるのではないかと思ふ。八百八十万石は、政府が麦についての責任を持つための買入れではありません。この点についてはそれ／＼七月以降外しまして、十月以降には麦の配給はいたしません。従つて配給のための八百八十万石買入れをするのではなくて、それこそ市場における値段が余り下りましたときに、やはり最低価格として買上げる場合における米麦の比率価格をきめておるわけでありまして。若しそれ以上に市場価格が上廻る場合においては、自然の取引においてそれだけ必要量を受けて国民は行くわけでありまして。私は、この点はいろいろ意見もございまいしうけれども、必ずしもすべて

政府が配給の責任を持つて、そうしてその個人々々の希望のあると否とかにかかわらず配給を押し付けて行くという行きかたは、再検討されて然るべきであると思ふのであります。この点については羽生さんも原則的に認めめておるであらうと思ふ。今日農林大臣が申されましたように、かなり多くの配給辞退がある点を見ましても、麦というものが對しては、そういう国民の嗜好的関係があるので、麦は外しまして、うどんとかそばとかいう嗜好なり、パンなり、変形したものについて選択的に必要なものを買入れて行くというほうが、個人の経済にも有利になるのではないかと考へます。従つてその間においては、消費者価格において市場価格が非常に上り過ぎるという、消費者価格についての生計費問題について問題が起つて来ることは当然であると思ひます。併し量的の問題については私は問題は出て来ないのじやないか。従つて今後の問題としては、食糧の量的の問題、価格の問題について、政府は如何なる処置をとるかということについて私も研究いたしております。飽くまでも国内生産の増強を確保しつつ、必要があつたら外国の輸入食糧について財政的措置を講じて、消費者価格については考慮いたしたい、かやうに考へておる次第であります。御心配は立場々々によつて違ひますけれども、見込についての相違点からいたし

まして、原則的にはお認めの上で、現状において急ぐことはどうかという御意見については、私は一応敬意を表します。政府の見るところは、さうな立場におきまして差支はない、かやうに考へる次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、厚生年金保険法特例案(長島銀藏君外五名発議)、日程第二、国立光明寮設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長長の報告を求めます。厚生委員長河崎ナツ君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

厚生年金保険法特例案
右の議案を發議する。
昭和二十六年二月二十八日
發議者
長島 銀藏 有馬 英二
河崎 ナツ 中山 壽彦
常岡 一郎 松原 一彦
参議院議長佐藤尚武殿

厚生年金保険法特例

(目的)
第一條 この法律は、厚生年金保険法昭和十六年法律第六十号)による障害年金及び遺族年金であつて、昭和二十三年八月一日(厚生年金保険法等の一部を改正する法

律(昭和二十三年法律第二百二十七号。以下「昭和二十三年改正法律」という。))の施行の日)前の標準報酬をその額の算定の基礎としたものについて、その額を増額することを目的とする。
(障害年金の増額)

第二條 昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保険法第三十七條第一項又は健康保険法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号。以下「昭和二十二年改正法律」という。))附則第四條若しくは附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第五條第一項(同法附則第八條において適用する場合を含む。又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第三十八号。以下「昭和二十四年改正法律」という。))附則第四項(同法附則第六項において適用する場合を含む。))の規定にかかわらず、従前の障害年金の額の二倍を相当する額とする。

第三條 昭和二十六年二月一日において障害年金を受ける権利を有した者に支給する障害年金のうち、昭和二十二年改正法律附則第五條の規定による障害年金であつて、昭和二十三年八月一日前の標準報酬及び同日以後の標準報酬に基いてその額を算定したものの額は、同條及び昭和二十三年改正法律附則第八條において適用する同法附

則第五條第一項の規定にかかわらず、労働者年金保険法施行令中改正の件（昭和十九年勅令第三百六十三号）別表第一に定める業務上の事由に因る療疾の程度一級から三級までに該当したことによつて障害年金を受ける者（以下旧法による第一種障害年金受給者」といふ。）に支給するものにあつては、平均報酬月額額の五月分に相当する額とし、その他の者（以下旧法による第二種障害年金受給者」といふ。）に支給するものにあつては、平均報酬月額額の四月分に相当する額とする。

2 前項の平均報酬月額は、左の各号に掲げる額のうち、最も大きいものとする。
一 療疾の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間（統括して被保険者であつた期間が三月未満であるときはその期間。以下同じ。）の標準報酬月額を平均した額
二 療疾となつた日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額
三 療疾前に被保険者の資格を喪失した場合においては、資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した額

3 前項の規定により平均報酬月額を定める場合において、同項各号に規定する期間が、昭和二十三年八月一日の前後にまたがるるときは、同項各号に規定する額は、同日以後の期間のみによつて算定するものとする。

第四條 前條の規定により障害年金

の額を算定する場合において、その額が昭和二十三年八月一日前の標準報酬額に基いて算定されるときは、その障害年金の額は、同條並びに昭和二十二年改正法律附則第五條及び昭和二十三年改正法律附則第八條において適用する同法附則第五條第一項の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第五條 第三條第三項の規定は、昭和二十三年改正法律附則第三條の規定により平均標準報酬月額を定める場合に適用する。
第六條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金の額が、厚生年金保険法別表第一に定める療疾の程度一級に該当したことによつて障害年金を受ける者又は旧法による第一種障害年金受給者にあつては、三万円、同表第一に定める療疾の程度二級に該当したことによつて障害年金を受けける者又は旧法による第二種障害年金受給者にあつては、二万四千元をこえるときは、その障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、それぞれ三万円又は二万四千元とする。

第七條 昭和二十六年二月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬額に基いてその額を算定した遺族年金の額は、昭和二十二年改正法律附則第四條から附則第六條まで及び昭和二十三年改正法律附則第六條（同法附則第九條において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、昭和二十三年改正法律附則第六條第一項の規定によつて算定した額の二倍に相当する額とする。

第八條 昭和二十六年二月一日において遺族年金を受ける権利を有した者に支給する遺族年金のうち、昭和二十三年八月一日前の標準報酬額及び同日以後の標準報酬額に基いてその額を算定した遺族年金の額は、昭和二十二年改正法律附則第五條又は附則第六條及び昭和二十三年改正法律附則第九條において適用する同法附則第六條の規定にかかわらず、前條による額の十倍に相当する額とする。

第十條 第七條から前條までの規定によつて算定した遺族年金の額が、一万二千元をこえるときは、その遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、一万二千元とする。

第十一條 被保険者又は被保険者であつた者が子が遺族年金を受けける場合において、その子が二人以上であるときは、遺族年金の額は、第七條から前條までの規定によつて算定した額に、その子のうち一人を除いた子一人について二千四百円を増額するものとする。

第十二條 第二條から前條までの規定によつて算定した障害年金又は遺族年金の額が従前の額より少いときは、その障害年金又は遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、従前の額とする。

第十三條 昭和二十三年改正法律附則第五條第二項及び第三項の規定は、第二條から第六條まで及び前條の規定によりその額を算定する障害年金に対する加給について同法附則第七條の規定は、第七條から第十條まで及び前條の規定によりその額を算定する遺族年金に対する加給について、それぞれ適用する。

第十四條 第七條から第十二條までの規定は、昭和二十六年二月二日以後において、昭和二十二年改正法律附則第六條の規定によつて遺族年金を受ける権利を有するに至る者に支給する遺族年金の額の算定について、前條の規定は、その遺族年金に対する加給について、それぞれ適用する。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行し、同年二月分以降の障害年金及び遺族年金について適用する。

〔審判報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕
国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和二十六年三月十二日
内閣総理大臣 吉田 茂
国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
国立光明寮設置法の一部を改正する法律案
国立光明寮設置法（昭和二十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「東京都及び栃木県」を「東京都、栃木県及び兵庫県」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
〔河崎ナツ君登壇、拍手〕

○河崎ナツ君 只今上程せられました厚生年金保険法特例案並びに国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず厚生年金保険法特例案について申し上げます。本案は、本院議員長島銀藏君外五名の共同発議にかかる法案でありまして、先ずその提案理由並びに内容の要点について申し上げます。御承知の通り厚生年金保険におきましては、養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、寡夫年金及び遺児年金の六つの年金がございまして、このうち養老年金は未だ給付の時期が到来いたしておりませう、寡婦、寡夫、遺児の各年金につきましては、いずれも終戦後の創設にかかる新しい制度でありますので、問題はないのでございます。ところが、この制度の創設以来、比較的早い時期からその受給者が発生してありました障害年金及び遺族年金につきましては、その年金支給の計算基礎となります標準報酬月額と年金計算の場合の平均のとりかたとが、今日までに数回に亘つて改訂されて参つていのであります。そのために新旧の年金の間に不均衡が生ずるようになり、従前の低い標準報酬月額によります年金は、受給者の生活保障という目的を達することができない事態が生ずることとなつて参つたのでございます。この不均衡と欠陥を是正する措置として、過去におきまして、昭和二十三年と二十四年の二回に亘り、従前の低い標準報酬月額によります年金額を五倍に引上げたのであります。然るにその後の経済情勢の変動に伴ひまして、實際上の給與水準も相当高まつて参り、五倍に引上げた当時の被保険者全体の総平均標準報酬と今日の総平均標準報酬とを比較いたしますと、約二倍の開きを生じて参つたのでございます。従ひまして、その不均衡をもう一度是正する必要があると参りましたのと、先般の措置から多少漏れていたものもございまして、本案におきましては、これらのものを併せて救済するように措置いたしてあるのでございます。

先ず障害年金及び遺族年金の年金額の計算が、昭和二十三年八月一日即ち標準報酬月額について大幅の改訂をいたしましたとき以前の低い標準報酬月額のみを基礎としておりましたものにつきましては、すべてこれを更に二倍に引上げることとし、先に行いました五倍引上げを合すると当初の十倍に引上げた年金額に改訂することと相成つております。

次に昭和二十三年八月一日以後の高い標準報酬とそれ以前の低い標準報酬との双方が年金計算の基礎になつておるものにつきましては、同日以前の低いものを切り捨てて、改訂後の高い標準報酬だけをとつて年金額の改訂を行ふこととし、そのうち標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基準が従前の古い制度によつておつたものにつきましては、新しい制度による方法に切換えることとして、できるだけ不均衡を是正することとしたしてゐるのでございます。以上が本案の提案理由並びにその内容の概要でございます。

厚生委員会におきましては、先ず提案者から提案理由の説明を聴取して後、法制局中原課長から法案の内容につきまして逐條的に詳細な説明を聴取いたしましたして、慎重審議を盡したのでございます。この法案の法文は頗る複雑難解でございますが、その趣旨は比較的簡単にございまして、今回の改正によりまして従来の不均衡が是正せられ、障害年金、遺族年金に關しましては、被保険者全部が現在の給與水準に相応する厚生年金の支給を受けることになるのでございます。

かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に国立光明寮設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。先ず本法案の提出理由を簡単に申し上げます。

第二回国会において国立光明寮設置法が制定せられ、昭和二十三年七月、東京、塩原の二カ所に失明者更生施設が設置されました。現在までに両施設から合せて二百十九名がすでに卒業し、それ／＼社会に復帰更生して生活の第一線に活躍いたしております。然るにこの両施設の收容定員は合せて僅かに百名に過ぎず、一方現在の入寮希望者は約二千名を超え、年ごとに増加の傾向を示しているものであります。これらの切なる要請に應えるためには、現在の能力では甚だしく不十分でありまして、是非その施設の増設が必要となつておるのであります。なお、従来の国立二施設は共に東に偏在しておりまして、かねてより関西方面にこれが増設を強く要請されて参つた次第もありまして、昭和二十五年年度予算を以て新たに神戸市に失明者更生施設を増設することとなり、目下これが建築を進めており、明年度これを開設することを得る運びと相成つておるのであります。そのために本改正をいたすことが必要になつたのであります。

本委員会におきましては慎重に審議を盡したのでありますが、その審議におきまして質疑の主なものを一二申上げますと、質問の第一、失明者の分布状況と更生施設設置地域との関係から平等に入寮せしめることができるかどうか。これに對しまして政府から入寮の基準を設け、緊急度の高い者から申込順に平等に公平に入寮せしめてゐる、又更生施設設置に關しましては、将来九州、中国、北海道など順次

各地方に増設したいとの答弁がありましたが、質問の第二といたしましては、塩原光明寮を廃止するとの説を聞くが、その真偽はどうか、切に存続を要する。これに對しましては政府から、廃止どころか今後ますます整備いたして参りたいとの答弁がございました。その他二三の質問が行われました後、質疑を終了いたしましたして、討論に入りまして、中山、有馬両委員より、将来の設置計画を急速に実現せられんことを要請して、本法案に對しまして賛成の意見が表明せられました。後、討論を終結いたしましたして、採決に入りまして、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第三、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上兩

各地方に増設したいとの答弁がありましたが、質問の第二といたしましては、塩原光明寮を廃止するとの説を聞くが、その真偽はどうか、切に存続を要する。これに對しましては政府から、廃止どころか今後ますます整備いたして参りたいとの答弁がございました。その他二三の質問が行われました後、質疑を終了いたしましたして、討論に入りまして、中山、有馬両委員より、将来の設置計画を急速に実現せられんことを要請して、本法案に對しまして賛成の意見が表明せられました。後、討論を終結いたしましたして、採決に入りまして、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

案を一括して議決することに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により第三十
号末尾に掲載〕

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例
等に関する法律の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年三月八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例
等に関する法律の一部を改正する
法律案

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特
例等に関する法律の一部を改正
する法律

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例
等に関する法律(昭和二十三年法律
第七十四号)の一部を次のように改
正する。

第二條第一項中「医療施設を」を「医
療施設若しくは社会事業施設」に、

「第一條を」を「第一條若しくは第九十
八條に」、「三年を」を「六年に」、「二
割を」を「四割に」、「これを譲渡する
ことができる。」を「これを譲渡し、
又は時価の五割以内において減額し
た対価でこれを貸し付けることがで
きる。但し、時価の五割以内におい
て減額した対価で貸し付けることが
できる場合は、昭和二十六年三月三
十一日において既に貸し付けてある
財産を引き続き従前の借受人に対し
て貸し付ける場合に限り。」に改め、
同條第二項中「譲渡を」を「譲渡又は貸
付」に改め、同條第三項中「譲渡した
後」を「譲渡し、又は貸し付けた後」
に、「その割引額を追徴を」を「当該
財産を譲渡した場合にその割引額
を追徴し、当該財産を貸し付けた場
合にはその契約の解除」に改め、同
條に次の一項を加える。

4 第一項の社会事業施設とは、社
会事業法(昭和十三年法律第五十
九号)第一條に規定する事業の用
に供する施設、児童福祉法(昭和
二十二年法律第六十四号)第七
條に規定する児童福祉施設、身体
障害者福祉法(昭和二十四年法律
第二百八十三号)第五條第一項に
規定する身体障害者更生援護施
設、生活保護法(昭和二十五年法
律第四百四十四号)第三十八條第一
項に規定する保護施設及び保護を
要する引揚者又は被災者の寮をい
ふ。

第三條第一項中「若しくは戦時補
償特別措置法(昭和二十一年法律第
三十八号)」を「戦時補償特別措置
法(昭和二十一年法律第三十八号)、
所得税法(昭和二十二年法律第二十
七号)若しくは相続税法(昭和二十
五年法律第七十三号)(改正前の相続
税法を含む。に、「三年を」を「五年」
に改める。

第五條中「学校」を「学校その他の
教育施設」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一
日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十
号末尾に掲載〕

不正保有物資等特別措置特別会計
法等を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年三月八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

不正保有物資等特別措置特別会計
法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
計法等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計
から国債整理基金特別会計に繰り
入れられたもの以外のものを、旧
不正保有物資等特別措置特別会計
法(以下「旧特別会計法」という。)
第六條第一項の規定にかかわらず、
一般会計の負担とすることができ
る。

3 不正保有物資等特別措置特別会
計において、昭和二十五年年度にお
ける歳入の収納済額から、同年度
における歳入(一般会計への繰入
金を除く。)の支出済額を控除して
残余があるときは、当該残余額
は、昭和二十五年年度の一般会計の
歳入に繰り入れるものとする。

4 不正保有物資等特別措置特別会
計の昭和二十四年度の決算につい
ては、なお従前の例により、同特別
会計の昭和二十五年年度の収入支
出及び同年度の決算については、
旧特別会計法第七條の規定を除
き、なお従前の例による。

5 不正保有物資等特別措置特別会
計の昭和二十五年年度の出納の完結
の際同特別会計に属する資産及び
負債は、一般会計に帰属するもの
とする。

6 旧法は、この法律施行前臨時物
資供給調整法(昭和二十一年法律
第三十二号)に基く過剰物資等在
庫活用規則(昭和二十三年総理府
令、法務省令、外務省令、大蔵省
令、文部省令、厚生省令、農林省
令、商工省令、運輸省令、通信省
令、労働省令第二号。以下「規則」
という。第二條から第四條までの
規定により政府が譲り受けた規則
第一條に定める不正保有物資の対

価で、この法律施行の際までにそ
の決済を終らなかつたものの決済
及びその決済のために交付する登
録国債については、この法律施行
後も、なお、その効力を有する。
7 前項の規定によりなおその効力
を有する旧法第四條第一項の規定
により発行する登録国債は、一般
会計の負担とする。

〔小串清一君登壇、拍手〕

○小串清一君 只今議題となつており
ます旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例
等に関する法律の一部を改正する法律
案の委員会における審議の経過並びに
結果について御報告申し上げます。

先ず本改正案の要点を申し上げます
と、第一に、旧軍用財産を時価に比し
て減額した対価で譲渡し得る期間は、
現行法では昭和二十六年六月三十日ま
でありますが、これを更に三カ年延
長すると共に、減額し得る割合の限度
を現行の二割から四割に引上げ、且つ
減額した対価で譲渡し得る範囲を、公
共団体が社会事業施設の用に供する場
合、及び学校教育法第九十八條に規定
する旧制学校の設置者が学校の用に供
する場合にも適用せしめようというの
であります。第二に、減額譲渡し得る場
合に該当するときには、本年三月三十一
日現在貸付されているものに限り、時価の
五割以内において減額した対価で貸付
けることができるようにいたそうとい
うのであります。第三に、旧軍用財産又
は物納財産を譲渡した場合における譲

受人の売却代金の延納期間を、現行の三年を五年に延長すると共に、所得税法及び相続税法による物納財産の場合にも延納の特約ができるようにいたそうというのであります。第四に、現行法では、国の学校の用に供する目的で地方公共団体により無償で国の用に供せられた財産を、国がその用に供しないときは、これを当該地方公共団体にやはり無償で返還しなければならぬことになつておりますが、これを拡張して、学校以外の教育施設にも適用することができるようにならうというのであります。

さて、本案は慎重に審議をいたしましたのであります。その詳細は速記録によつて御了承願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了し、討論に入り、油井賢太郎委員より、旧軍用財産を速かに処理せられたいという賛成意見が述べられ、又松永義雄委員より、旧軍用財産の譲渡貸付について適切な運営を図られたい旨の賛成意見が述べられまして、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議題となりました不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、これまで不正保有物資及び過剩物資については、国が直接に買取

り、売却を行い、これに関する経理を一般会計と明確に区別するために、不正保有物資等特別措置特別会計を設置して行なつて参つたのであります。そしてこれら物資を政府が譲り受ける場合には、その対価を登録国債で決済するために、不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに關する法律が制定せられ、これによつて買取が行われて参つたのであります。が、今回これらの物資の処理状況に鑑みまして、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに關する法律の二つの法律を廃止し、それに伴う所要の経過規定を規定しようというのであります。

本案の審議に當りましては、各委員と政府委員との間に熱心な質疑応答が交されたのであります。その詳細は速記録に譲ることとして、御承知を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤寅次郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
(起立者多数)

○議長(佐藤寅次郎) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤寅次郎) この際、日程第五より第三十二までの諸願及び日程第三十三より第三十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。運輸委員会理事岡田信次君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

〔岡田信次君登壇、拍手〕

○岡田信次君 只今上程になりました諸願三十件、陳情三件につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を、詳細は速記録を御覧願ひたいと思ひました。簡単に御報告申し上げます。

諸願第二十五号、同第四百四十五号、名古屋、多治見、西武間鉄道電化に関する諸願、諸願第百一十一号、陳情第二号、白河、仙台、西武間鉄道電化促進に関する諸願及び陳情、諸願第二百四十九号、新潟、長岡、西武間鉄道電化促進に関する諸願、以上諸願四件、陳情一件は、いずれも鉄道電化促進に関するものであります。委員会におきましては、審議の結果、鉄道電化の促進は、経費の節減及び輸送力の増強、並びに地方産業文化の発展向上を図る見地から、いずれも願意を妥當と認めた次第でございます。

諸願第三十四号、山川、枕崎、西武間鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第三十五号、準人駅、大泊間鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第百二十五号、朱鞠内、羽幌、西武間鉄道敷設に関する諸願、諸願第三十九号、同第四百四十二号、茨城県長倉村、大子町間鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第五十一号、宮下、川口間鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第百二十四号、栗別、遠別、西武間鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第百五十九号、小本線鉄道敷設促進に関する諸願、諸願第二百六十八号、大垣、樽見間鉄道復旧促進に関する諸願、陳情第六号、御影、富内、西武間鉄道敷設促進に関する陳情、陳情第二十四号、白山、新発田、西武間鉄道敷設促進に関する陳情、以上の諸願九件、陳情二件は、いずれも鉄道の敷設に関するものであります。鉄道の新線建設は、すでに昭和二十五年十二月九日、本院におきまして決議いたしておるところでございます。委員会におきましては、鉄道敷設法予定線を初め、殊に工事に着手し、その後中止しておりますもの、又はその後の事情の変化により必要と認めますものの鉄道敷設は、これを促進し、交通系路を整え、産業開発、文化の向上及び民生の安定を図るべきものとして、その願意を妥當と認めました。

諸願第百六十号、山田線復旧促進に関する諸願、本諸願の要旨は、先般の

三大颱風により甚大なる被害を受け、今日に至るも不通箇所があるから、速かにその復旧を促進して欲しいというのであります。諸願第四十号、俱利伽羅トンネル改修工事施行に関する諸願、諸願の要旨は、北陸本線の輸送力の隘路である木ノ本一敦賀、敦賀一今庄、津幡一石動間のうち、すでに工事に着手し、目下作業中止になつて俱利伽羅トンネルの改修工事を再開して欲しいというのであります。以上は鉄道の復旧及び改修に関する諸願でありまして、委員会におきましては審議の結果、いずれも願意を妥當と認めました。

諸願第五十号、神俣駅を滝根駅と改修促進の諸願、諸願の要旨は、現在駅の所在地は滝根町であるにもかかわらず、建設當時の地名のまま神俣駅と呼称されて、万事不便が多いので、滝根駅と改めて欲しいというのであります。委員会におきましては、審議の結果、願意を妥當と認めました。

諸願第五十四号、中村駅貨物ホーム拡張促進に関する諸願、諸願第九十八号、大津港駅改築に関する諸願、以上の諸願二件は、いずれも現在の駅設備はその取扱量に比し狭隘であるので、その改築を希望しているものであります。委員会におきましては、審議の結果、願意を妥當と認めました。

諸願第五十六号、白棚鉄道復活に伴う停車場設置等に関する諸願、諸願第

五十七号、東北本線西郷信号場を駅に昇格促進の請願、請願第百八号、中村、新地兩駅間に新駅設置促進の請願、請願第百十号、貝田信号場を駅に昇格促進の請願、請願第百五十三号、本川内信号場の駅昇格に関する請願、以上の五件は停車場の設置及び信号場の駅昇格に関する請願でありまして、委員会におきましては、審議の結果、現地の実情を考慮し、いずれも願意を妥当と認めました。

請願第百五十八号、小野新町、須賀川兩町間及び須賀川、長沼兩町間に國營貨物自動車運搬開始促進の請願、請願第百七号、二本松、津島兩町間に國營バス運搬開始促進の請願、請願第百十八号、小野新町、石川兩町間及び小野新町、小平村間に國營バス運搬開始の請願以上三件はいずれも國營自動車の運搬開始に関するものでありまして、委員会におきましては、審議の結果、地方交通の充実に資するため、いずれも願意を妥当と認めました。

請願第百八十号、姫新線第二鉄橋引上げによる護岸強化等に関する請願、請願の要旨は、本橋所は水勢が強いため常に災害を受けているので、これが防止の措置を希望してあるのでありまして、委員会におきましては、審議の結果、果、願意を妥当と認めました。

請願第百六号、江田乗降場、小川郷駅間通学小中学校生徒の運賃改正促進に関する請願、請願第百四十号、江田

乗降場利用乗降客の運賃改正に関する請願、以上二件は、いずれも江田乗降場に運賃を設定し、外方運賃による利用者の負担を軽減されたいという請願でありまして、委員会におきましては、審議の結果、願意を妥当と認めました。

請願第百七十八号、青森商業学校前踏切危険防止に関する請願、請願の要旨は、本踏切は無警手踏切でありますので、通学生徒に危険があり、殊に最近犠牲者を出してある次第であるから、速かに危険防止の措置を講ぜられたいというのであります。委員会におきましては、審議の結果、願意を妥当と認めました。

以上請願三十件及び陳情三件は、審議の結果、いずれも願意を妥当と認め、議院の會議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○議長(佐藤武吉) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤武吉) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、食糧政策に関する緊急質問
一、日程第一 厚生年金保險法特例案

一、日程第二 國立光明寮設置法の一部を改正する法律案
一、日程第三 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 不正保有物資等特別措置特別會計法等を廢止する法律案
一、日程第五乃至第三十二の請願案

一、日程第三十三乃至第三十五の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員

結城 安次君 山川 良一君
宮城タマヨ君 薄口 三郎君
前田 穰君 堀越 儀郎君
藤森 眞治君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 波多野林一君
野田 俊作君 西田 天香君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君
伊達源一郎君 竹下 豊次君
高木 正夫君 鈴木 直人君
杉山 昌作君 新谷寅三郎君
島村 軍次君 西郷吉之助君
高良 とみ君 木下 辰雄君
河井 彌八君 片柳 眞吉君

柏木 康治君 岡本 愛祐君
岡部 常君 尾崎 行雄君
小野 哲君 梅原 眞隆君
楠瀬 常雄君 長島 銀藏君
宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
仁田 竹一君 宮田 重文君
上原 正吉君 草葉 隆圓君
石川 榮一君 大谷 肇潤君
九鬼敦十郎君 加納 金助君
平沼彌太郎君 大矢半次郎君
城 義臣君 岡崎 眞一君
西川甚五郎君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 石坂 豊一君
岩沢 忠泰君 中川 幸平君
徳川 綱貞君 中山 壽彦君
小串 清一君 工藤 鐵男君
小杉 繁安君 中川 以良君
飯島通次郎君 赤木 正雄君
松本 昇君 廣瀬與兵衛君
加藤 武徳君 大野木秀次郎君
野田 卯一君 長谷山行毅君
杉原 荒太君 山本 米治君
岡田 信次君 愛知 葵一君
滝井治三郎君 石村 幸作君
池田宇右衛門君 入交 太蔵君
島津 忠彦君 石原幹市郎君
紅露 みつ君 深川タマエ君
鈴木 恭二君 郡 祐一君
川村 松助君 竹中 七郎君
有馬 英二君 油井賢太郎君
山田 佐一君 西山 龜七君
堀 末治君 園 伊能君
鈴木 強平君 西田 隆男君
平岡 市三君 左藤 義詮君
小林 英三君 林屋龜次郎君
村尾 重雄君 カニニ邦彦君
若木 勝藏君 三橋八次郎君
原 虎一君 齋 武雄君
高田なほ子君 片岡 文重君

吉川末次郎君 松浦 清一君
菊川 孝夫君 赤松 常子君
菊田 七平君 成瀬 橋治君
田中 一君 松永 義雄君
小泉 秀吉君 大隈 信幸君
前之園喜一郎君 岩男 仁藏君
小笠原三男君 駒井 藤平君
木内 四郎君 稻垣平太郎君
羽生 三七君 江田 三郎君
大野 幸一君 中村 正雄君
須藤 五郎君 兼岩 傳一君
岡村文四郎君 東 隆君
森 八三三君 佐多 忠隆君
小林 亦治君 岩崎正三郎君
千田 正君 松浦 定義君
森下 政一君 榑 繁夫君
堀本 鎌三君 松原 一彦君
内村 清次君 小酒井義男君
栗山 良夫君 矢嶋 三義君
木下 源吉君 棚橋 小虎君
河崎 ナツ君 上條 愛一君
平林 太一君

國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君
國務大臣 周東 英雄君

政府委員

厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生省社会局長 木村忠二郎君
厚生省保險局長 安山 巖君
農林省畜産局長 山根 東明君
食糧庁長官 安孫子藤吉君
運輸政務次官 關谷 勝利君

定價 一部 六円五十銭
送料実費

發行所

東京都新宿区市谷本村町
印刷 庁
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課